

あなたの「空き家」 大丈夫ですか？



(写真)国土交通省ホームページより

空き家の放置により、次のようなことがおこる可能性があります

- 空き家の倒壊や、瓦の落下により周辺住民や近隣家屋に被害が出た場合は、所有者が高額な損害賠償を求められる可能性があります。(※)

※空き家を原因とした損害が発生した際の損害額の想定

- 空き家の倒壊による隣接家屋の全壊、死亡事故・・・**2億860万円**
- 外壁材等の落下による死亡事故・・・**5,600万円**

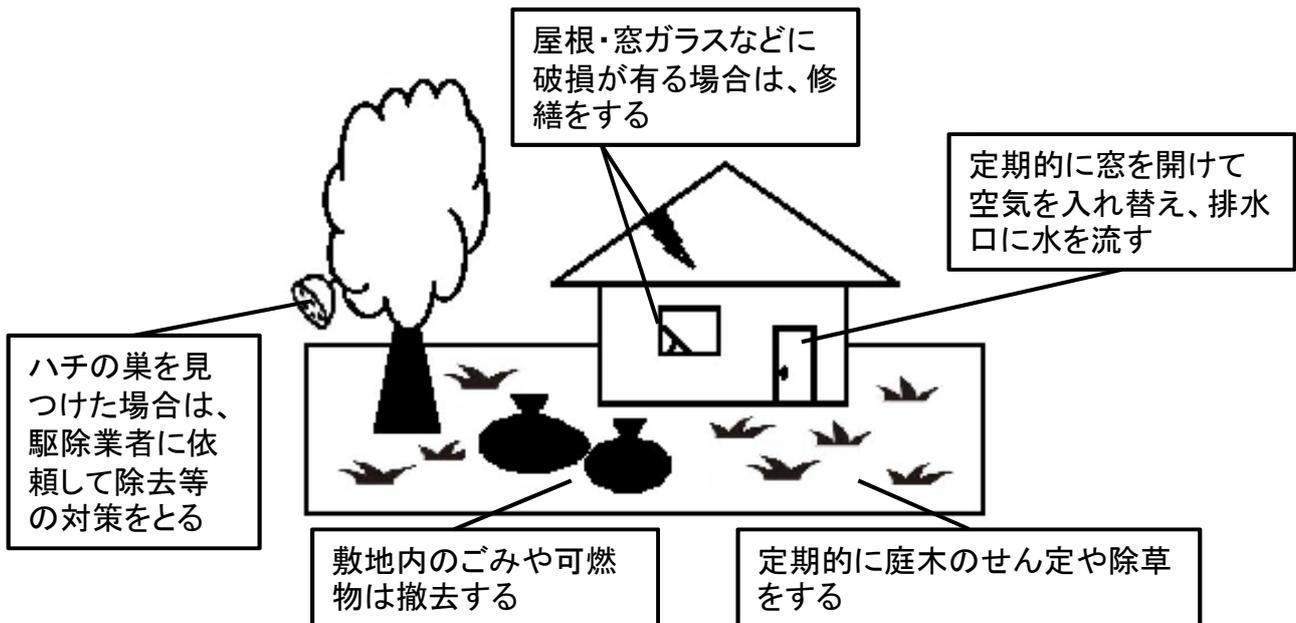
((公財) 日本住宅総合センター「空き家発生による外部不経済の実態と損害額の試算に係る調査」より)

- 保安上の危険等がある空き家として、市から勧告を受けた場合、住宅用地では固定資産税等が大幅に上がります。

空き家の管理は所有者の責任です!!

(裏面もご参照ください)

○適切な管理とは



○住宅が空き家になる前にできることがあります！

- ・住宅の今後について、考えておきましょう。
(相続・管理・売却など)
- ・住宅を誰が管理していくのか、事前にご家族で話し合ひましょう。

○空き家の所有者になったら

- ・定期的な換気、点検、補修、清掃、除草等を行いましょ。 (造園業者やシルバー人材センター(0567-26-8448)などでも除草を行っています。)
- ・建物の修繕等が必要な場合は、建設業者等に頼みましょう。(どこに頼んだらよいか分からない場合は、下記までご相談ください。)

取扱担当

津島市建設産業部都市計画課

津島市立込町2丁目21番地

Tel:0567-55-9627(直通) Fax:0567-24-9010

Mail:toshikeikaku@city.tsushima.lg.jp